

—知的財産の社会的貢献を知ろう—

1. 「起業家」ってどんな人？
 会社を立ち上げた人々を「起業家」という
2. 誰を調べればいいの？
 大阪には有名な企業がたくさんあります。
 その中で **11組12名**について、各組に起
 業家を指定します。その人を調べます。
3. 何を調べたらいいの？
 ①歴史（生涯） ②経営理念
 ③社会に果たした役割

	起業家名		起業家名
1	上山 英一郎	7	吉本 せい
2	山岡 孫吉		林 正之助
3	水野 利八	8	松下 幸之助
4	黒田 善太郎	9	井植 歳男
5	鳥井 信治郎	10	早川 徳次
6	江崎 利一	11	安藤 百福

1. 何の会社を作った人か？
2. 起業家の略歴（生没や創業年等）
3. 会社の事業内容（何を作ったり販売しているか）
4. 会社の経営理念（創業者はどのような想いで会社を作ったのか）
5. 会社の社会的貢献（この会社が社会に果たした役割）

「浦上 靖介」について

1年D組10班
班長 山井智代
細谷実・八木至・森陽一・山口未央

どんな会社を作った人ですか？

1892年 徳島県出身
1913年 大正 芥子種化学
原料店
ハウス食品の
創業者だった！
稲田商
ムカ
ハウス食品工業株式
会社！

・ハウス食品といえば・・・

ハウス食品Hから引用

＜經營理念＞

家庭の幸福

と、

い気持ちになりま

コーポレーション・メッセージ

おいしさと
やすらぎを

ハウス食品

何人 食

ありたい。

ありたい。

ハウス食品の心を

4. ハウス食品の社会貢献

食育機会を具現化し、より食の世界を広げていくために、さまざまな取組を行っています。

ハウス食品の「食育推進」と4つの食育活動



ハウス食品HPから引用

(1) 食育活動

- 小中学生に総合学習の時間を活用した「出張授業」に協賛している。
- テーマは「カレーから考える国際理解」と「カレーから考える毎日の食生活」の2つ。
- カレーを通して、日頃の食生活を見直し、「食の大切さ」について考えるきっかけになる授業を展開。

ハウス食品HPから引用

(2) 環境学習

- 六甲山の森林保全の重要性を伝える「アラベラの小学校〜六甲のおいしい森づくり〜」の活動に共感。
- 地域と協力しながら緑豊かな甲の森を大切に育て、自然の恵みを受けて支援する。
- 地域の小学生も参加し、自然の恵みを受け、自然の大切さを伝える活動を通して、環境活動の大切さを学ぶ。

ハウス食品HPから引用

4. 調べる上での注意

「著作権」に注意が必要

- 調べ学習では、インターネットや書籍が必要（当然！）
- ホームページや本は「著作物」である。
勝手に引用できない！
- そこで、資料として引用するためには、
いろいろなルールを守らなければならない！

キーワード：「引用」「出典明示」「使用許諾」

著作権クイズ《復習編》

問題1. 写真や絵、文章、楽譜など「著作権」は、文化庁に届け出て初めて権利が守られる

正解 × 作られた瞬間から「著作権」が発生し、保護される

問題2. 「著作権」は、作った人が死んだら権利がなくなる

正解 × 著作者の死後50年間保護される

「引用」とは？

- 人の書いた文章や図、写真、絵などの著作物を、自分の説明をしやすくするために利用することを「引用」という
- 書いてあるものを正確にコピーし、勝手に手を加えて変えてはいけない（同一性の保持義務）

「使用許諾」とは？

- 著作物を引用する場合は、必ず作った人から「許可」をもらってから使用する必要がある
- 「引用」するときに「使わせて下さい」とお願いして「許可」を得ることを「使用許諾」と得るという
- 使用許諾を得られたものには、必ず「出典明示」を行う

「出典明示」とは？

- 「使用許諾」が得られた「引用」には、「この〇〇さんの△△という本・ホームページ等から引用させて頂きました」と言わなければならない
- このように、何を利用したかをはっきり示すことを「出典明示」という

「引用」の具体的な方法

- 絵や図、写真は、「改変」せずに「使用許諾」を得た上で「出典明示」をして利用できる
 - ただし、説明のために必要な最低限のものにすること！
 - 説明に必要な絵や図、写真は絶対に使わない！
- 【例】村上隆の「ドラえもん」の絵を入れる

「引用」の具体的方法

4. ホームページの文章をそのままコピーして、**どれだけでスライドを作っは**
いけない！(レポートも同じ)

5. 「引用」とは自分達の考えを補足するために用いること！

要するに「人の文章」を「自分の文章」のように発表しては
いけない！

授業でも「使用許諾」は必要？

- ・授業でホームページなどの資料を引用する際、**許諾をもらうことは大変難しい**（どうやって許可をもらうか？わからないことが多い）
- ・学校の授業で著作物の引用をする場合は、特例として「**許諾の必要がな**い」とされています
- ・しかし、**出典明示は必ず**しましょう

「著作権」のルールを守って、楽しい授業にしましょう！



またまた著作権クイズ
《理解度チェック》

このスライドは「ルール違反」です。どこがルール違反ですか？

「著作権」のルールを守って、楽しい授業にしましょ



正解

1. 写真の「**出典明示**」が**な**い。必ず「**CROWNのHPから引用**」等の「**出典明示**」が必要
2. 知財授業の説明に「**●●●●**」の**写真**は**全く必要**な**い**！「**引用**」の**意味がな**い！

ちゃんと理解できたかな？